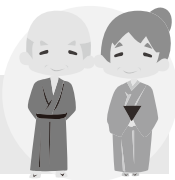


インフルエンザ予防接種費用の助成について

インフルエンザの流行に備え、安心して予防接種を受けられるよう、次のとおりインフルエンザ予防接種費用を助成します。流行が始まる前に、早めの接種をお勧めします。

■助成対象者



◎満65歳以上の人：無料(全額公費負担) ※福岡県内協力医療機関で接種した場合
助成期間：平成29年10月2日(月)から平成30年1月31日(水)まで

- 次に該当する場合は、必ず事前に子ども未来課にご相談ください。
 - ①県外の医療機関で接種する場合(事前に依頼書などの発行が必要)
 - 一旦全額費用負担した後に、助成金交付申請の手続きが必要です。一部自己負担が発生する場合があります。ご了承ください。
 - ②満60歳から65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障がいがある方(身体障害者手帳1級程度)、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な障がいのある方は役場にご相談ください。
- 接種時は保険証を持参してください。



◎満1歳から中学3年生までの子ども：1回につき上限4,000円を2回まで
※豊前築上管内協力医療機関で接種した場合
助成期間：平成29年10月2日(月)から平成30年1月31日(水)まで

- 町内保育所及び、小中学校を通じて必要書類をお配りしますので、必要事項を記入し、必ず押印のうえ、接種当日お持ちください。町内保育所、小中学校以外に通っているお子さんについては協力医療機関に準備していますので、当日必要事項を記入、押印してください。支払い時、助成金が差し引かれます。接種当日、保険証、乳幼児医療証、子ども医療証、母子手帳を必ず持参してください。(印鑑、保険証、子ども医療証を忘れると一旦全額費用負担していただきます)
- 次に該当する方は必ず事前に子ども未来課にご相談ください。
 - ①管外の医療機関で接種する場合
 - 一旦全額費用負担した後に、助成金交付申請の手続きが必要です。



◎満16歳から満65歳未満で町民税非課税世帯の人(生活保護世帯を含む)
上毛町で妊娠届出をしている妊婦の方：1回接種/上限4,000円
助成期間：平成29年10月2日(月)から平成30年1月31日(水)まで

- 必ず事前に子ども未来課にご相談ください。一旦全額費用負担した後に、助成金交付申請の手続きが必要です。
- 接種時は保険証、助成金交付申請書を持参してください。

(注)各種申請書類は子ども未来課、たいへいの里(大平支所)、唐原コミュニティセンター、西吉富コミュニティセンターに準備しています。助成金交付申請の受付期限は2月末日までです。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

住宅用エネルギーシステム設置費に係る補助金を交付します

平成29年度から住宅用太陽光発電システム設置費に加え、住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費についても、補助金の交付を行っております。詳細については下記までお問い合わせください。

| | |
|-------|--|
| 補助対象者 | 町内に住所を有している方、または実績報告書提出時までに町内に住所を有する方。 |
| 補助金額 | ①住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1キロワットアワー当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円) ※住宅用太陽光発電システム及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池併設による補助金の交付も可能です。 |
| 受付締切 | 12月22日(金) 先着順で受付し、システム設置による補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。 |

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

平成29年度 上毛町臨時職員の募集

税務課 一般職員の補助

- ◎採用予定人数/1名
- 職務 ふるさと納税業務補助・税務課窓口業務
- 年齢要件 平成29年11月1日現在で60歳未満の方
- 必要な免許・資格
Excel・Wordなどの簡単なパソコン操作が可能の方
- 採用期間 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで
- 勤務時間 月～金曜 8:30～17:15
- 休日 土・日・祝日及び任命権者の指定した日
- 賃金 日額 6,200円
- 保険適用 社会保険、労災保険、雇用保険
- 受付期間 10月2日(月)～16日(月) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- 応募方法 履歴書(写真貼付)を税務課に提出してください。
- 選考方法 履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。
- 問い合わせ・提出先
税務課 ふるさと活性係 TEL 72-3111(内線132)

上毛簡易水道検針員

- ◎採用予定人数/1名
- 委託内容 各戸に設置された水道メーターの検針(毎月初旬)
- 検針範囲 矢方、尻高をのぞく旧新吉富地区全域、及び土佐井の一部
- 必要な免許・資格
普通車運転免許
- 委託期間 12月1日～平成30年3月31日(以後更新あり)
- 委託料 検針1戸につき70円(概ね600戸程度)
- 保険適用 なし
- 受付期間 10月5日(木)～19日(木) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
- 応募方法 履歴書(写真貼付)を建設課に提出してください。
- 選考方法 履歴書が提出された後、面接日は後日通知します。
- 問い合わせ・提出先
建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

戦没者のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

- 支給対象者
戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番に支給されます。
 1. 援護法による弔慰金の受給権者
 2. 戦没者などの子
 3. ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者などと生計関係を有していなかった方などは除きます。
 4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期限
平成30年4月2日まで
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください)
- 問い合わせ・請求窓口
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線141)

農業者年金に加入しませんか 農業に従事する方なら広くご加入いただけます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。



- 特徴
 - 積立方式・確定拠出型の年金です。
 - 保険料の額は自由に決められます。
月額2万円～6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選択
 - 終身年金で80歳までの保証付きです。
 - 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります(支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象)
 - 農業の担い手には、政策支援(保険料の国庫補助)があります。
(認定農業者などで一定の要件を満たす方が対象)
- 農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、農業委員会または最寄りのJA(農協)か、農業者年金基金にお問い合わせください。
- 問い合わせ先
農業委員会 TEL 72-3111(内線187)
福岡京築農業協同組合 築東支店 TEL 72-2010
唐原支店 TEL 22-1319
農業者年金基金 TEL 03-3502-3942